

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視結果 に基づく所見表示

1 地域公共交通会議及び運営協議会の適切な運営

(1) 交通会議ガイドラインに基づく案件協議及び議決の励行

【制度の概要】

道路運送法施行規則（昭和 26 年 8 月 18 日運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 によれば、地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業（以下「地域住民の生活に必要な乗合旅客の運送」という。）及び市町村が当該区域内において行う住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）に関する協議を行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰するものとされている。

また、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号（一部改正：平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号）国土交通省自動車交通局長通達）の別紙により示されている「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「交通会議ガイドライン」という。）によれば、交通会議は、地域住民の生活に必要な乗合旅客の運送の態様及び運賃・料金に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び対価に関する事項等を協議するため設置するものとされている。

さらに、交通会議ガイドラインの 2. (5) によれば、交通会議の開催は、原則として公開するものとされているが、一方で、委員の招集が困難な場合等にあつては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとされ、特定の案件については、条件を付した上で書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下「書面による意見の聴取及び議決」という。）を行うことを可能としている（上記の書面による意見の聴取及び議決に係る運用は、平成 25 年 4 月 10 日付けの交通会議ガイドラインの改正により盛り込まれ、現在に至っている。）。

なお、道路運送法第 9 条第 4 項によれば、一般乗合旅客自動車運送事業者が地域住民の生活に必要な乗合旅客運送を行う際、運賃等について交通会議が合意しているときは、その旨を国土交通大臣に届け出ることで足り、また、運賃等を変更しようとするときも同様であるとされている。

【調査結果】

今回、調査対象とした 3 市（小松市、珠洲市及び白山市）が主宰する交通会議の運営状況を調査した結果、3 市では、いずれも委員を招集した会議を毎年度少なくとも 1 回は開催しており、開催に当たっては、ケーブルテレビによる開催日時、場所等の周知や、報道機関に対する報道依頼を行うことにより会議の開催について公表している状況にある。

一方、書面による意見の聴取及び議決に係る運用が交通会議ガイドラインに盛り込まれた平成 25 年 4 月以降、調査対象とした 3 市全てにおいて、委員を招集して開催する上記の会議とは別に、交通会議ガイドラインで示されている特定の案件（道路運送法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新の登録）以外の案件について、書面による意見の聴取及び議決を行っている状況がみられ（3 市計 15 件）、交通会議ガイドラインに沿った運用が行われていない状況となっている。

また、3 市において、書面による意見の聴取及び議決を行った理由を聴取したところ、i) 本来であれば交通会議を開催して内容の審議を行うべきであるところ、手続やスケジュールの点からやむを得なかったため（小松市及び珠洲市）、ii) 運行ダイヤの修正等の変更で、その度合いが軽微であると判断したため（白山市）等を挙げているが、書面による意見の聴取及び議決を行った上記の 15 案件の中には、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく乗合旅客の運送の運賃等に係る案件

(1市2件)や、地域における公共交通の確保・維持の支援を受けるために策定が必要となる地域公共交通確保維持改善事業に基づく計画の申請に係る案件(2市5件)などがみられる。

当該状況について石川運輸支局では、平成25年4月に交通会議ガイドラインが改正されたことを受けて、石川県及び県内全市町に対し、その旨、文書により周知したとしているが、当該文書による周知以外に特段の指導・助言等の対応は行ってないとしている。

このほか、調査対象とした3市では、上記の書面による意見の聴取及び議決を行った案件については議事概要の公表を行っておらず、必ずしも書面による意見の聴取及び議決を行った内容が住民に周知されているとはいえない状況となっている。

(2) 国庫補助事業に係る事業評価の適切な実施

【制度の概要】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。最終改正：平成27年4月9日)第3条第5項によれば、地域公共交通の確保、維持、改善のために都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会は、補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局等の長に報告しなければならないこととされている。

また、地域公共交通確保維持改善事業実施要領(平成23年4月1日付け国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号。最終改正：平成27年4月9日。以下「事業実施要領」という。)の6.(1)①によれば、地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、協議会から地方運輸局等に報告するとともに、公表することとされている。

【調査結果】

今回、調査対象とした3市が平成24年度から26年度までの間に実施した「地域公共交通確保維持改善事業」(延べ8事業)について、当該事業の事業評価の実施状況を調査した結果、事業実施要領に基づき当該事業の自己評価結果の公表を行っている状況はみられなかった。

自己評価結果の公表を行っていない理由として、調査対象市では、i)自己評価の結果が地域住民の不利益につながるものであると判断した場合は公表も必要と考えるが、現状ではそのように認識していないため(小松市及び珠洲市)、ii)自己評価の実施時期が事業実施期間中であり、当該時点では、住民に公表できる段階までは事業が進捗していなかったため(白山市)等を挙げている。

石川運輸支局では、地域公共交通確保維持改善事業を実施した市町に対し、自己評価を実施し、当該結果を報告するとともに、速やかにホームページ等により公表するよう文書により周知を行っているとしているが、上述の状況は、当該文書周知事項の徹底が図られていなかったことによるものと考えられる。

(3) 運営協議会の公開及び議事録の公表

【制度の概要】

道路運送法施行規則第51条の7によれば、運営協議会は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰するものとされている。

また、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付け国自旅第145号(最終改正：平成27年4月1日付け国自旅第370号)国土交通省自動車交通局長通達)の別紙により示されている「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」(以下「運営協議会ガイドライン」という。)によれば、運営協議会は、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、対価に関する事項等を協議するため設置するものとされており、運営協議会

ガイドラインの2. (5)によれば、運営協議会の開催は、原則として公開とするが、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる」とされている。

さらに、「自家用有償旅客運送制度の着実な取組に向けての対応について（平成 23 年 6 月 30 日付け国自旅第 89 号国土交通省自動車交通局旅客課長通達）」（以下「平成 23 年通達」という。）の 1. (1)によれば、市町村担当者及び運営協議会構成員に対する自家用有償旅客運送制度の趣旨等の理解向上に向けた運輸支局の取組に関して、運営協議会は原則公開となっているが、傍聴に出席できない場合を考慮し、開催日時及び開催場所、議題、議事を記載した議事録について、主宰市町村に対して作成、公表を働きかけることとされている。

【調査結果】

今回、調査対象とした 3 市（小松市、珠洲市及び白山市）が主宰する運営協議会（このうち、珠洲市については、同市周辺 2 町と共同で「石川県珠洲市・穴水町・能登町福祉有償運送市町共同運営協議会」（以下「珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会」という。）を設置・主宰しており、白山市については、石川県及び同市周辺の 5 市町と共同で「石川県中央福祉圏域福祉有償運送市町共同運営協議会」（以下「中央福祉圏域共同運営協議会」という。）を設置・主宰している。）について、運営協議会の会議及び議事録の公開・公表状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 珠洲市等が主宰する「珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会」の設置要綱において、会議は原則として公開とする旨、規定されているところ、同運営協議会の開催に当たり、開催日時等に係る周知は行っておらず、実質的に住民に対する会議の公開を行っていないほか、同運営協議会に係る議事録の公表も行っていない。当該状況は、運営協議会ガイドラインに沿った運用とはいえないほか、平成 23 年通達の規定を踏まえた石川運輸支局の対応が十分ではなかったことによるものと考えられる。

なお、珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会は、平成 24 年度から 26 年度までの間に、3 回開催されている。

また、当該状況について、珠洲市では、従来から珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会の会議の公開及び議事録の作成及び公表は行っていなかったが、平成 27 年度中に開催予定の同運営協議会の際に、会議の公開及び議事録の公表について検討したいとしている。

② 白山市等が主宰する「中央福祉圏域共同運営協議会」の協定書において、会議は原則として公開とする旨規定されているところ、同運営協議会の開催に当たっては、事務局である金沢市から報道機関に対し、同会議の取材に係る案内を行っており、当該報道により会議の結果は周知されるが、住民に対する会議の開催案内等の周知は特段行っておらず、実質的に住民に対する会議の公開を行っていないほか、同運営協議会に係る議事録の公表を行っていない。当該状況は、運営協議会ガイドラインに沿った運用とはいえないほか、平成 23 年通達の規定を踏まえた石川運輸支局の対応が十分ではなかったことによるものと考えられる。

なお、中央福祉圏域共同運営協議会は、平成 24 年度から 26 年度までの間に、6 回開催されている。

当該状況について石川運輸支局では、平成 23 年通達の発出を受けて、電話連絡や運営協議会の場において口頭周知及び内容の説明を行っているとしているが、同通達の内容に係る文書周知までは行っておらず、「珠洲市・穴水町・能登町共同運営協議会」及び「中央福祉圏域共同運営協議会」の会議の公開及び議事録の公表状況についても把握していない。

【所見】

したがって、石川運輸支局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 交通会議を開催して協議・議決すべき案件について書面の郵送又は持ち回りによる意見の聴取及び議決を行っている市町並びに議事概要の公表を行っていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドラインに沿って運用を行うよう助言すること。
- ② 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価結果を公表していない市町に対し、事業実施要領に基づき公表するよう指導するとともに、今後、当該事業を実施する市町に対し、同様に公表するよう、なお一層の周知を行うこと。
- ③ 運営協議会の公開及び議事録の公表をしていない市町に対し、その実態を把握した上で、運営協議会ガイドライン及び平成 23 年通達に沿って公開・公表するよう助言すること。

2 輸送の安全確保対策の推進

(1) 運転者の健康状態の把握等の適切な実施

【制度の概要】

旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）第 47 条の 9 及び第 48 条等の規定に基づき、運行管理者を選任することとされており、当該運行管理者は、乗務前及び乗務後に、運転者に対して安全な運転をすることができないおそれの有無の確認等を行い、その内容を記録しなければならないとされている。

また、旅客自動車運送事業者は、運輸規則や「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成 26 年 4 月 18 日国土交通省自動車局、自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会改訂。以下「健康管理マニュアル」という。）等に基づき、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断等を実施し、運転者の健康状態を把握する必要があるとされている。

一方、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）は、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 51 条の 17 等の規定に基づき、運行管理の責任者を選任することとされており、当該運行管理の責任者は、乗務前に、運転者に対して安全な運転をすることができないおそれの有無の確認等を行い、その内容を記録しなければならないとされている。

なお、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号国土交通省自動車交通局長通達。以下「処理方針」という。）等では、運送者は、運行管理の責任者が不在となる場合は、事前に代行者を定め、適切な運行管理の実施を確保することとされている。

また、運送者は、施行規則第 51 条の 19 第 1 項に基づき、運転者ごとに、運転者の健康状態等を記載した台帳を作成しなければならないとされている。

なお、石川運輸支局は、「自家用有償旅客運送の運転者の健康状態の把握方法については明確な定めがないことから、健康管理マニュアルに基づいて対応することが望ましい」としている。

【調査結果】

今回、調査対象とした 5 運送者^{注1}（珠洲市、白山市及び 3 NPO 法人等。以下同じ。）及び市から委託を受けてコミュニティバスを運行している 2 旅客自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）について、運転者への安全な運転のための確認等の実施状況、及び運転者の健康状態の把握状況を調査した結果、次のとおり、適切に実施されていないものが 2 運送者（白山市及び 1 NPO 法人等）みられた。

（注 1）珠洲市及び白山市は、自家用有償旅客運送の登録を受け、同運送の運行を運送事業者等に委託している。

- ① 運行管理の責任者又はその代行者が運転者への安全な運転のための確認等を行っているが、勤務時間の都合上、責任者及びその代行者が不在の場合に、当該確認等が実施されな

いまま運転者が乗務している例がみられるもの（1 運送者：1 NPO 法人等）

- ② 制度の不知又は業務多忙のため、安全な運転の確認等の内容が記録されていないもの（2 運送者：白山市及び1 NPO 法人等）

また、上記2 運送者では、全て又は一部の運転者について、健康診断等による定期的な健康状態の把握が実施されていない状況がみられた。

その原因として、2 運送者では、当該運転者がボランティアの運転者であることから、正規職員等の労働者と異なり、労働安全衛生法に基づく定期健康診断が実施されていなかったことが挙げられる。

さらに、上記2 運送者とも、ボランティアの運転者に対し、健康診断等その他の方法で運転者の健康状態を把握しなければならないという認識はなかったとしており、運転者の健康状態を把握することの重要性が十分に理解されているとは言えない状況がみられた。

なお、石川運輸支局は、自家用有償旅客運送の登録証の交付時^{注2}において、運送者に対し、自家用有償旅客運送の運営に当たって留意すべき事項を記載した文書を送付しており、当該文書には、運転者への安全な運転のための確認等に関する事項が記載されている。

一方、運転者の健康状態の把握について、石川運輸支局は、処理方針において、運送者が運転者に健康診断を実施し、健康状態を把握しなければならない旨の記載はないことから、運送者に対して特別な指導は行っていないとしている。

（注2）道路運送法（昭和26年法律第183号）及び施行規則により、石川運輸支局等は、自家用有償旅客運送の登録を行った場合、申請者に対し登録証を交付することとされており、登録の有効期間は、原則2年間（従前の有効期間内に運送者の業務について是正のための命令を受けていないなどの要件を満たした場合は3年間）とされている。

(2) 自家用有償旅客運送自動車への表示等の適切な実施

【制度の概要】

運送者は、施行規則第51条の23第1項及び第3項に基づき、自家用有償旅客運送自動車の両側面に名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標章を見やすいように表示するとともに、自動車に登録証の写しを備え置かなければならないとされている。

また、市町村運営有償運送を行う運送者は、施行規則51条の24に基づき、自家用有償旅客運送自動車内に運転者の氏名や旅客から収受する対価等に関する事項を掲示しなければならないとされている。

【調査結果】

今回、調査対象とした5 運送者について、自家用有償旅客運送自動車への表示等の状況を調査した結果、次のとおり、いずれの運送者においても、一部の事項について適切な表示等がなされていない状況がみられた。

- ① 自家用有償旅客運送自動車の両側面に登録番号が表示されていないもの（1 運送者：1 NPO 法人等）
- ② 自家用有償旅客運送自動車の片側面にしか「有償運送車両」の文字等の表示がされていないもの（1 運送者：1 NPO 法人等）
- ③ 自家用有償旅客運送自動車に登録証の写しが備え置かれていないもの（4 運送者：珠洲市、白山市及び2 NPO 法人等）
- ④ 自家用有償旅客運送自動車内に旅客から収受する対価等が掲示されていないもの（1 運送者：白山市）

石川運輸支局は、自家用有償旅客運送の登録証の交付時において、運送者に対し、自家用有償旅客運送の運営に当たって留意すべき事項を記載した文書を送付しており、当該文書には、自家用有償旅客運送自動車への表示等に関する事項が記載されている。

しかし、上記の運送者は、適切な表示等がされていない理由について、制度の不知や失念

を挙げている。

(3) 車両の点検整備の適切な実施

【制度の概要】

運送者及び旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2に基づき、自動車の種別等に応じて、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期や、1日1回運行の開始前に日常点検整備を実施しなければならないとされている。

また、運送者及び旅客自動車運送事業者は、同法第48条に基づき、自動車の種別等に応じて、定められた期間ごとに定期点検整備を実施しなければならないとされている。

【調査結果】

今回、調査対象とした5運送者及び2運送事業者について、運送に使用している車両の一部を抽出し、その点検整備の実施状況を調査した結果、制度の不知や点検時期の失念等のため、次のとおり、車両の点検整備が適切に実施されていないものが4運送者（珠洲市、白山市及び2NPO法人等）みられた。

- ① 走行距離等から判断した適切な時期に点検が実施されていないもの（1運送者：白山市）
- ② 1年ごとの定期点検整備が適切に実施されていないもの（3運送者：珠洲市及び2NPO法人等）

なお、石川運輸支局は、車両の点検整備については道路運送車両法等でその点検頻度等が規定されていることから、これまでに運送者に対して特別な指導は行っていないとしている。

(4) 輸送実績の正確な把握

【制度の概要】

運送者及び旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号。以下「報告規則」という。）第2条及び第2条の2に基づき、運送に係る路線又は運送の区域を管轄する運輸支局長に対し、毎年5月31日までに輸送実績報告書を提出しなければならないとされている。

輸送実績報告書では、前年の4月1日から3月31日までの期間に係る概況（自動車数や路線、運送の区域等）及び輸送実績（走行キロや輸送人員等）、事故件数（交通事故件数や重大事故件数、死者数等）等を記載することとされている。

事故件数のうち、交通事故件数は道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定されている交通事故の件数、重大事故件数は自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定されている事故の件数を記載することとされている。

一方、上記のほか、運送者は、施行規則第51条の21第2項に基づき、自家用有償旅客自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要や事故の原因等を記録することとされており、旅客自動車運送事業者においても、運輸規則第26条の2に基づき、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、同様の事項を記録しなければならないとされている。

【調査結果】

ア 輸送実績報告書の提出状況

石川運輸支局では、運送者の輸送実績の把握や自家用有償旅客運送が適切に運用されているかの確認、同運送の有効期間の更新登録の申請時における登録の認否の判断資料等として輸送実績報告書が活用されている。

しかし、今回、石川運輸支局管内の54運送者について、調査時点（平成27年9月7日現在）における26年度の輸送実績報告書の提出状況を調査した結果、未提出が3運送者（5.6%）みられた。

当該3運送者について、調査時点における平成24年度及び25年度の輸送実績報告書の提出状況を調査した結果、i) いずれの年度も未提出であったものが1運送者、ii) 25年度分が未提出であったものが1運送者みられた。

また、調査時点で輸送実績報告書を提出済みである51運送者(94.4%)について、その提出時期を調査した結果、報告規則で定められた報告期限(毎年5月31日。以下「法定期限」という。)を超過しているものが34運送者(報告書を提出済みである51運送者の66.7%)みられた。

石川運輸支局は、法定期限内に輸送実績報告書が提出されなかった運送者に対し、文書や口頭で督促しているが、今回、調査対象とした5運送者について、調査時点における平成24年度から26年度までの輸送実績報告書の提出状況を調査した結果、i) 3年度とも未提出であるものが1運送者(白山市)、ii) 3年度とも法定期限を超過しているものが1運送者(珠洲市)、iii) 25年度分及び26年度分が法定期限を超過しているものが2運送者(2NPO法人等)みられた。

イ 輸送実績報告書の記載状況

(7) 交通事故件数の記載状況

石川運輸支局では、輸送に伴う交通事故の発生状況を正確に把握するとともに、その発生状況に応じて、運送者や運送事業者に対して必要な指導等を行い、輸送の安全確保を図るため、輸送実績報告書により交通事故の発生件数を報告させている。

今回、調査対象とした4運送者(珠洲市及び3NPO法人等)^{注3}及び2運送事業者では、平成24年度から26年度までの輸送実績報告書によると、当該期間に発生した交通事故件数は2件(負傷者なし)となっている。

一方、上記の4運送者及び2運送事業者では、施行規則に基づき、平成24年度から26年度までの間において14件の事故^{注4}が記録されていた(このうち2件が輸送実績報告書で報告済みとなっている。)

(注3) 今回、調査対象とした白山市については、調査時点において輸送実績報告書が提出されていなかったため、調査対象数から除外した(以下、本項目イにおいて同様)。

なお、白山市は平成27年9月30日付けで石川運輸支局に輸送実績報告書を提出済みである。

(注4) 運送事業者は、市から委託を受けて運行しているコミュニティバスに係る事故を対象とする。

なお、当該「事故」は、施行規則又は運輸規則に基づき、運送者等が事故の概要等を記録するものであり、「事故」の定義は明確となっていない。そのため、報告規則に基づき、運送者等が輸送実績報告書に記載する「交通事故件数」とは必ずしも一致していない(上記「制度の概要」参照)。

当該14件の事故のうち、輸送実績報告書で報告されていない12件の事故をみると、i) 報告済みである2件と類似しているもの、ii) 同一の運送者の中でも報告の有無に統一性がないもの、iii) 車両の接触事故により運転者が負傷しているものや、車両が損壊し輸送に支障が生じているものがあり、報告済みである2件の事故に比べて事故の程度が重いと考えられるものがみられた。

また、これらの事故について、石川運輸支局は、「輸送実績報告書で報告すべき交通事故に該当するか否かは、運送者及び運送事業者が警察に確認して判断するものであり、当支局では判断できない」としているが、運送者及び運送事業者の中には、i) どのような事故を交通事故として報告すればよいか分からない、ii) 重大事故に比べて軽微であるため、交通事故を報告しなければならない旨の認識はなかったとするものがみられた。

上記のことから、石川運輸支局は、輸送実績報告書で正確な交通事故件数を把握することができていないおそれがある。

なお、石川運輸支局は、運送者及び運送事業者に対し、輸送実績報告書で報告すべき交通事故の具体例等を周知したことはないとしており、同報告書で報告された交通事故の概

要を確認するなどの取組を行ったこともないとしている。

(4) その他の報告事項の記載状況

今回、調査対象とした4運送者及び2運送事業者について、平成26年度の輸送実績報告書の記載内容を調査した結果、次のとおり、運送する旅客の範囲及び数などが正確に記載されていないものが3運送者みられた。

- ① 「路線（キロメートル）又は運送の区域」欄が空欄となっているもの（1運送者：1NPO法人等）
- ② 「運送する旅客の範囲及び数」欄が空欄となっているもの（1運送者：1NPO法人等）
- ③ 「運送する旅客の範囲及び数」欄について、旅客の身体状況等ごとに人数が記載されていないもの（1運送者：1NPO法人等）

また、上記3運送者のうち1運送者では、平成25年度及び24年度の輸送実績報告書においても記載内容に同様の誤りがみられた。

なお、石川運輸支局は、輸送実績報告書の記載内容に誤りがあれば、担当者が運送者に対して口頭で指摘している場合もあるが、輸送実績報告書の再提出までは求めていないとしている。

【所見】

したがって、石川運輸支局は、運送者及び運送事業者に対し、輸送の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 運送者に対し、運転者への安全な運転のための確認等に係る法令等の規定を改めて周知するとともに、当該確認等を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること。
また、運送者に対し、運転者の健康状態を把握する重要性やその実施方法等を周知するとともに、当該把握を適切に行っていない運送者に対して指導すること。
- ② 運送者に対し、自家用有償旅客運送自動車への表示等に係る法令等の規定を改めて周知するとともに、当該表示等を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること。
- ③ 運送者に対し、車両の日常点検整備や定期点検整備に係る法令等の規定を周知するとともに、当該点検整備を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること。
- ④ 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない運送者に対し、報告規則で定められた輸送実績報告書の提出期限を遵守するよう指導すること。
- ⑤ 運送者及び運送事業者に対し、輸送実績報告書で報告すべき交通事故について、これまでの報告事例や報告に当たって確認すべき事項等を周知するとともに、交通事故件数を正確に報告するよう指導すること。
また、輸送実績報告書の記載内容に誤りがある場合は、当該運送者に対し、同報告書を正確に記載するよう指導すること。